

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成17年11月4日(2005.11.4)

【公開番号】特開2001-345115(P2001-345115A)

【公開日】平成13年12月14日(2001.12.14)

【出願番号】特願2000-164582(P2000-164582)

【国際特許分類第7版】

H 01 M 10/04

H 01 M 4/04

H 01 M 10/40

【F I】

H 01 M 10/04 W

H 01 M 4/04 A

H 01 M 10/40 Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月18日(2005.8.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

絶縁性を有し電解液を保持するセパレータに挟まれた第1の活物質層と第1の集電体とを備えた第1の電極の端部は第1の集電端子に接続され、電解液を保持する接着層に挟まれた第2の活物質層と第2の集電体とを備えた第2の電極の端部は第2の集電端子に接続され、前記第1の電極と前記第2の電極とを巻き込み、前記第1の電極を挟むセパレータと前記第2の電極とを、前記第2の電極を挟む接着層を介して一体化する電池であって、前記第1の電極、あるいは第2の電極を巻き込む中心部には、前記第1の電極の第1の集電端子と、この第1の電極の第1の集電端子に半周遅れた位置に前記第2の電極の第2の集電端子とが配置されており、前記巻き込む中心部の前記第2の電極の端部は前記第2の集電体の露出した部位を有し、この露出した部位が折曲部を構成することを特徴とする電池。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

【課題を解決するための手段】この発明に係わる第1の電池は、絶縁性を有し電解液を保持するセパレータに挟まれた第1の活物質層と第1の集電体とを備えた第1の電極の端部は第1の集電端子に接続され、電解液を保持する接着層に挟まれた第2の活物質層と第2の集電体とを備えた第2の電極の端部は第2の集電端子に接続され、前記第1の電極と前記第2の電極とを巻き込み、前記第1の電極を挟むセパレータと前記第2の電極とを、前記第2の電極を挟む接着層を介して一体化する電池であって、前記第1の電極、あるいは第2の電極を巻き込む中心部には、前記第1の電極の第1の集電端子と、この第1の電極の第1の集電端子に半周遅れた位置に前記第2の電極の第2の集電端子とが配置されており、前記巻き込む中心部の前記第2の電極の端部は前記第2の集電体の露出した部位を有

し、この露出した部位が折曲部を構成したものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

【発明の効果】以上のように、本発明に係る電池は、絶縁性を有し電解液を保持するセパレータに挟まれた第1の活性物質層と第1の集電体とを備えた第1の電極の端部は第1の集電端子に接続され、電解液を保持する接着層に挟まれた第2の活性物質層と第2の集電体とを備えた第2の電極の端部は第2の集電端子に接続され、前記第1の電極と前記第2の電極とを巻き込み、前記第1の電極を挟むセパレータと前記第2の電極とを、前記第2の電極を挟む接着層を介して一体化する電池であって、前記第1の電極、あるいは第2の電極を巻き込む中心部には、前記第1の電極の第1の集電端子と、この第1の電極の第1の集電端子に半周遅れた位置に前記第2の電極の第2の集電端子とが配置されており、前記巻き込む中心部の前記第2の電極の端部は前記第2の集電体の露出した部位を有し、この露出した部位が折曲部を構成する構造としたので、巻芯に接着剤が付着するのを防止して電池の生産性及び信頼性、エネルギー密度を向上させることができる。